

令和8年度 若年者就労体験支援業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度 若年者就労体験支援業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※契約締結日は令和8年6月下旬を予定

3 目的

就職活動が困難な就職氷河期世代をはじめとする中高年層を含む幅広い世代の方々に対し、社会経験を積むための学習や体験を通じて働くイメージを育成し、就労意欲を高めるとともに、継続的な就労に必要なスキルを習得させ、本人が自己の適性を理解した上で納得して就労を続けられるよう支援することを目的とする。

4 本委託業務の対象者及び対象人数

(1) 対象者

原則市内在住で以下の方

- ① 孤独・孤立の状態にある方
- ② 自分の能力や可能性に気づけず、就労意欲が低い方
- ③ 就職氷河期世代を中心とする幅広い世代のうち社会参加や就労支援等を必要とする方
- ④ 短期間で離職してしまい、就労に向けた支援が必要な継続的な就労が難しい方

(2) 対象人数

15人程度

5 委託業務内容

(1) 就労体験計画の作成

本業務の受託にあたっては、受託者の業務遂行体制及び近隣就労支援機関との連携体制を含めた事業計画を策定し、委託者に提出すること。

(2) 周知について

- ① 受託者は、委託者と協議の上、参加者の公募にあたってのチラシを作成すること。
- ② 受託者は、本事業の周知を実施すること。また、そのために各世代に合った公募手段を用いて、積極的に参加者の獲得に努めること。

(3) 就労支援セミナーや就労体験等の実施

就労に必要なスキルの習得を目指したセミナーや就労体験等を、対象人数は15人程度をひとグループとし、段階的にスキルアップできる取組を行うこと。具体的には以下の①～③の内容を含むこと。

- ① 自分を知る・仕事理解・就職活動に向けたテーマを含むセミナー10回程度
- ② 生活訓練（ライフプランや働く心構え、ストレス対策）、就労体験等の実施

③ セミナーの合間等に振り返り、面談等の実施

※実施方法について…主に、委託者が確保した会場で行うこと。ただし、当日の会場運営については、受託者が行うこと。

※受講料について …受講料は無料とする。

(4) 就職活動について

市やハローワーク等が実施する就職関連イベントや面談への参加促しを行うこと。

① 合同就職面接会 in 川西

兵庫労働局の川西市一体的実施事業における委託事業である若者サポート事業の運営業者とも連携し、2月頃に実施予定の合同就職面接会 in 川西での面接、就職決定も見込むこと。

② 若者キャリアサポート、しごと・サポートセンターなど

(5) アンケートの実施

参加者を対象に、事業内容に関するアンケート調査を実施すること。また、参加者の進路決定状況についても把握に努めること。

(6) 実施報告の実施

受託者は、中間報告の実施状況を取りまとめ、委託者へ報告するものとする。また業務完了後には、アンケート調査結果、参加者の進路決定状況とともに、事業報告書を作成し、委託者に提出すること。

(7) その他

就職後を想定し、生活リズムに慣れる（整える）ための取組を盛り込むこと。また、参加者が事業に継続して参加できるような働きかけを行うこと。

6 疑義

本委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議を行い、解決したうえで業務にあたらなければならない。なお、受託者はその内容や経緯、解釈等について任意の様式に記入し、速やかに委託者に提出するものとする。

7 委託業務実施に係る経費

委託業務の実施に係る必要な経費については、受託者が負担すること。なお、セミナー開催に必要な会場の確保は、委託者側で行う。

8 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び委託者の条例、規則等を十分に遵守したうえで本委託を実施するものとする。

9 事故・災害

本委託業務実施中の事故・災害については、すべて受託者において処理するものとする。ただし、委託者の責に帰する事由となる場合は、この限りではない。

10 調査等

委託者は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や、業務に関して保有する情報の公開を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 目標値

- (1) 若年就労体験支援事業の参加者数：15名
- (2) 就職決定者数：7名以上

12 その他留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は委託者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、委託者担当者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、委託者担当者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は本委託業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない
- (4) 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に委託者と協議を行うこと。
- (8) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない